

無配当先進医療特約条項 目次

この特約の概要

<p>第1条 給付金の支払</p> <p>第2条 給付金の支払に関する補則</p> <p>第3条 給付金の請求、支払時期および支払場所</p> <p>第4条 特約の保険料払込の免除</p> <p>第5条 特約の締結および責任開始期</p> <p>第6条 特約の保険期間および保険料払込期間</p> <p>第7条 特約の保険料の払込</p> <p>第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱</p> <p>第9条 特約の失効</p> <p>第10条 特約の復活</p> <p>第11条 告知義務</p> <p>第12条 告知義務違反による解除</p> <p>第13条 特約を解除できない場合</p> <p>第14条 重大事由による解除</p> <p>第15条 特約の解約</p> <p>第16条 特約の返還金</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合</p> <p>第18条 債権者等により特約が解約される場合の取扱</p> <p>第19条 特約の更新</p> <p>第20条 特約の契約者配当金</p> <p>第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱</p> <p>第22条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療給付金等の支払事由に関する規定の変更</p> <p>第23条 管轄裁判所</p> <p>第24条 主約款の規定の準用</p> <p>第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則</p> <p>第26条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則</p> <p>第27条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則</p>	<p>第28条 5年ごと配当付逡増定期保険または5年ごと利差配当付逡増定期保険に付加した場合の特則</p> <p>第29条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則</p> <p>第30条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第31条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則</p> <p>第32条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則</p> <p>第33条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第34条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則</p> <p>第35条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第36条 5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則</p> <p>第37条 無配当終身医療保険に付加した場合の特則</p> <p>第38条 無配当定期医療保険に付加した場合の特則</p> <p>第39条 特別条件を付けた場合の特則</p> <p>第40条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則</p>
--	---

無配当先進医療特約条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に先進医療による療養を受けたときにその先進医療にかかる技術料と同額を支払います。
先進医療一時給付金	先進医療給付金が支払われるときにあわせて2万円を支払います。ただし、同一の先進医療による療養について1回限りとします。

第1条（給付金の支払）

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因とする療養であること (2) 別表2に定める公的医療保険制度における別表3に定める先進医療による療養（以下「先進医療による療養」といいます。）であること	別表4に定める先進医療にかかる技術料と同額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
先進医療一時給付金	この特約より先進医療給付金が支払われるとき	2万円	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第2条（給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 給付金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 当社は、被保険者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けた場合は、その一連の先進医療による療養を開始したときを療養を受けたときとみなして第1条の支払事由に関する規定を適用します。この場合、その一連の先進医療による療養を受けている間に、この特約が消滅したときは、その先進医療による療養の開始から終了までを、この特約の有効中の先進医療による療養とみなします。
4. 先進医療一時給付金の支払は、同一の先進医療による療養について1回限りとします。
5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した先進医療による療養は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1条の規定を適用します。
6. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に先進医療による療養を受けた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第13条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けたものとみなして、第1条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げた

ことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

7. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって先進医療による療養を受けた場合には、当社は、給付金を支払いません。ただし、その原因によって先進医療による療養を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
8. 第1条および本条第1項から第7項までの規定にかかわらず、この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2,000万円を限度とします。

第3条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、給付金を請求してください。
3. 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

第7条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、給付金を支払いません。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
9. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) この特約の保険料払込の免除
10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料

を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第11条（告知義務）

当社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第13条（特約を解除できない場合）

当社は、つぎのいずれかの場合には、第12条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第14条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (イ) 保険契約者または給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条（特約の返還金）

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第7条（特約の保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 4. この特約が第17条第3号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金をこの特約の給付金の受取人に支払います。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第17条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条（給付金の支払）および第2条（給付金の支払に関する補則）の規定による先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき

第18条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続

第19条（特約の更新）

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (4) 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

- (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき定めるものとします。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険料の払込）第4項の規定を適用します。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (1) この特約の給付金の支払事由
- (2) 主契約の保険料払込の免除事由
- (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
- (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
- (3) 第1条（給付金の支払）、第2条（給付金の支払に関する補則）および第13条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
- (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
10. 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されないときは、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第20条（特約の契約者配当金）

この特約には契約者配当金はありません。

第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合で、この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第22条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療給付金等の支払事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、先進医療給付金および先進医療一時給付金（以下本条において「先進医療給付金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が先進医療給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第23条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）

1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第26条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第19条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間が当会社の定める範囲をこえることとなるときは、当会社所定の範囲内で定めます。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定にかかわらず、第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第27条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第26条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第28条（5年ごと配当付増定期保険または5年ごと利差配当付増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付増定期保険または5年ごと利差配当付増定期保険に付加した場合には、第26条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定を適用します。

第29条（5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱いにもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱いにもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第30条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ア)および(イ)の規定を適用します。
 - (イ) 第2条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。
3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。
4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とある

のは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。

5. つぎの各号の場合には、第16条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき

(ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項

(イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項

(ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項

(エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項

(オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項

(カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項

(キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）

(ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）

(2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

第31条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第19条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。

(3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日（特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日）とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(2) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第2号から第5号までの規定を適用します。

3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。

4. 第4条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第32条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。

- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
- (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (ア) 第19条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (ア) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第19条第7項の規定を準用します。
- (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (7) 第5号または第6号の規定にかかわらず、第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。

第33条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第32条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第6号および第7号の規定を準用します。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第32条第6号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (3) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
4. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項

第1号および第3号の規定を適用します。

5. 第1項から第4項までの場合、第16条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第34条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第31条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保障または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保障に付加した場合の特則）第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第4条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した時点で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) 第1号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日（特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日）とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 第31条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保障または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保障に付加した場合の特則）第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第31条第1項第2号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第31条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第31条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用しま

す。

3. 第1項および第2項の場合、第16条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第36条（5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合には、第34条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定を適用します。

第37条（無配当終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡時支払金受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）および第19条（特約の更新）中「80歳」とあるのは「90歳」と読み替えます。
- (3) 第16条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、責任準備金その他の払戻はありません。

第38条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡返還金受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条（特約の返還金）第3項中「保険金」とあるのは「死亡返還金」と読み替えます。
- (3) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第19条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) 第5号の規定にかかわらず第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。

第39条（特別条件を付けた場合の特則）

この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定部位・指定疾病不担保法によって取り扱います。この場合、別表5に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当社が指定した部位に生じた疾病または当社が指定した疾病を直接の原因とする先進医療による療養については、当社の定めた不担保期間中は第1条（給付金の支払）の規定を適用せず、給付金を支払いません。ただし、所定の感染症（別表6）を直接の原因とする先進医療による療養については、第1条の規定を適用します。

第40条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込）第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第16条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	先進医療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	先進医療一時給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (5) 先進医療一時給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表 2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 3 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

別表 4 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、つぎの費用などは含みません。

1. 別表2に定める公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）
2. 先進医療以外の評価療養のための費用
3. 選定療養のための費用
4. 食事療養のための費用
5. 生活療養のための費用

別表5 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

身 体 部 位 ・ 指 定 疾 病 の 名 称	
2	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸（虫様突起を含みます。）
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りです。）
34	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限りです。）
35	皮膚（頭皮を含みます。）
36	食道
37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。）
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
54	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部（口腔には口唇、口蓋を含みます。）
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 療養

「療養」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

2. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診察を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 異常妊娠および異常分娩

「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00～O08
妊娠、分娩および産じょ<<褥>>における浮腫、たんぱく<<蛋白>>尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょ<<褥>>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99